

国立大学法人島根大学と雲南市との包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と雲南市は、連携・協力し、相互の発展に寄与することを目的として、本協定を締結する。

(連携・協力)

第2条 島根大学と雲南市が連携・協力して行う事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 島根大学は、雲南市の産業、環境、まちづくり、保健・医療・福祉、教育等の地域課題のうち島根大学と雲南市が合意したものについて、必要に応じ島根大学の有する知的財産の一部を提供する。
- (2) 雲南市は、島根大学の教育・研究及び社会貢献活動に関し、円滑な推進の諸支援を行う。
- (3) 島根大学と雲南市は、相互の交流・連携により地域づくり、人づくりを推進する。
- (4) その他島根大学と雲南市が必要と認め合意した事項

(有効期間)

第3条 この協定書の有効期間は、この協定書締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、島根大学と雲南市のいずれからも改定の申入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 島根大学と雲南市は、この協定書の有効期間中であっても、双方協議してこの協定書を改定することができる。

(協議)

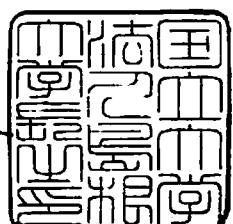
第4条 この協定書の実施に関し、必要な事項については、島根大学と雲南市が協議して別に定めるものとする。

この協定書は2通作成し、島根大学と雲南市が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年8月12日

国立大学法人島根大学
島根大学長

本田雄



雲南市

雲南市長

遠水雄

